

障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

(指導及び監査の目的)

第1条 指導及び監査は、愛知県が所管する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に定める指定障害福祉サービス事業者等並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設（以下「事業者等」という。）が、法令、通知等を遵守し、適正な事業運営を実施しているか否かを明らかにし、当該事業者の適正かつ円滑な事業運営を確保することを目的とする。

(指導及び監査の対象)

第2条 指導及び監査の対象は、次のとおりとする。

- 1 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者
- 2 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設の設置者
- 3 障害者総合支援法に基づく指定相談支援事業者
- 4 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者
- 5 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の設置者

(指導及び監査の類型)

第3条 指導及び監査は、これを分けて実施する。

- 1 指導は、実施計画に基づき事業者等の事業運営全般について行う。
- 2 監査は、通報、苦情等に基づく情報及び運営指導の結果を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行う。

(実施計画等)

第4条 指導及び監査の実施計画等は、次のとおりとする。

- 1 実施計画の作成
実施計画は、毎年度当初に、国の指導指針及び過去の指導及び監査結果等を総合的に考慮して作成する。
- 2 実施期間
毎年4月から翌年3月までとする。
- 3 実施方法
 - (1) 指導は、次の方法により実施する。
 - ア 集団指導（事業者等を一定の場所に集めて講習等の方式で行う。）
 - イ 運営指導（事業者等の事業所において、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、必要に応じて県関係部局、関係市町村、国及び他都道府県（以下「関係行政機関等」という。）と合同で行う。）
 - (2) 監査は、次の方法により実施する。
実地監査（事業者等の事業所で実地検査を行う。なお、必要に応じ関係行政機関等と合同で行う。）

4 指導及び監査の対象の選定

(1) 指導対象事業者等の選定基準は、次のとおりとする。

ア 集団指導

指導内容に応じて選定した事業者等

イ 運営指導

(ア) 前年度及び前々年度において運営指導を行っていない指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設

(イ) 市町村からの情報提供により指導が必要と認められる事業者等

(ウ) 上記にかかわらず、特に運営指導が必要と認められる事業者等

(2) 監査対象事業者等の選定基準は次のとおりとする。

監査は、次の情報を踏まえて指定基準違反等を確認する必要があると認められた場合に行う。

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情

ウ 自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者情報

エ 運営指導において確認した指定基準違反等の情報

オ 業務管理体制の不適切な整備・運用状況に関する情報

(指導及び監査の実施)

第5条 指導及び監査の実施については、次のとおりとする。

1 実施通知

(1) 指導及び監査実施通知

指導及び監査の実施にあたっては、期日、場所、担当職員数、準備すべき資料等必要事項を事前に指導及び監査対象事業者等の代表者へ通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者や障害児に対する虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められるなど必要と判断した場合は、指導開始時に通知を行うものとする。

(2) 関係資料の収集

指導及び監査の実施にあたっては、事前に関係資料を提出させる。

2 指導及び監査実施上の留意事項

(1) 指導及び監査の趣旨説明

担当職員は、指導及び監査の実施に際して、指導及び監査対象事業者等の代表者並びに関係職員に対して、指導及び監査への理解と協力を得るため、あらかじめ、その趣旨等を説明する。

(2) 指導及び監査の心構え

指導及び監査は、公正不偏かつ親切丁寧を旨とし、指導援助的態度で実施し、直接の担当者からの聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう意を用い、相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、自発的協力が得られるよう努力する。

(3) 講評及び指摘改善事項の指示

指導及び監査終了後、代表者に対して講評を行い、改善が必要な事項を指示するとともに問題点を理解させ、その対応を促し、併せて指導及び監査対象側からの意見要望等を聴取する。

(4) 関係行政機関等職員の立会

指導及び監査の実施に際して、必要に応じて関係行政機関等へ立会を求める。

(5) 関係行政機関等への照会等

指導及び監査の実施に際して、必要に応じて関係行政機関等へ必要な事項の照会及び調査を行う。

(指導から監査への変更)

第6条 運営指導中に次に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行うことができるものとする。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 自立支援給付、障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

(指導及び監査後の措置)

第7条 指導及び監査後の措置については、次のとおりとする。

1 復命

担当職員は、指導及び監査終了後直ちにその結果について検討し、問題点を明確にした上で上司に復命をする。

2 改善指示事項の確認

改善を指示した事項については、是正報告書等を提出させ、その改善状況を確認する。

3 改善措置等

上記の結果、事業者等が法令、通知等を遵守せず、不適正な事業運営を行っているとき、認められるときは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく行政指導及び行政処分に関する取扱い要領」又は「児童福祉法に基づく行政指導及び行政処分に関する取扱い要領」に応じて「業務改善勧告」、「業務改善命令」、「指定の全部又はその一部の効力の停止」及び「指定の取消」の処分を行う。

(その他)

第8条 その他指導及び監査に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。